

日金協(業)第令3-120号
令和3年10月15日

各 位

日本貸金業協会

成年年齢引下げに向けた貸金業界における貸付方針・取組状況等について
(アンケート調査結果の公表)

民法の成年年齢を現在の20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、令和4年4月から施行されます。

若年者は、一般的に収入が少なく、貸金業法上の総量規制等により、おのずと貸付け可能な金額も少なくなります。そのため、若年者に対する返済能力の調査が適切に行われ、貸金業法の諸規定が遵守されること、および貸金業者による自主的な取組を把握・推進していくことが重要です。

当協会は、令和3年5月、金融庁とも連携の上、消費者向け貸付けを行っている協会員547社に対し、令和3年3月末時点の若年者への貸付状況や令和4年4月以降の貸付方針のほか、効果的な自主的取組の実施状況についてアンケート調査を実施し、本日、当協会のウェブサイトにおいて、その結果を公表しました。

[協会ウェブサイト]

[「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」](#)

当協会としては、引き続き金融庁と協力・連携して、多重債務防止に向けた貸金業者による効果的な取組の推進を図ってまいります。

【お問い合わせ先】

業務企画部 調査課

電話 03-5739-3013